

沼津市水産業振興事業補助金交付要綱

昭和63年9月12日

告示第69号

(目的)

第1条 市長は、水産業の振興を図るため、水産業振興事業を実施する漁業協同組合、水産加工業協同組合その他市長が適当と認める水産業団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、水産業振興事業とは、次に掲げる事業をいう。

- (1) 農林水産省所管の補助事業
- (2) 防衛省所管の水産業振興補助事業
- (3) 静岡県所管の水産業振興補助事業
- (4) その他水産業振興事業

(補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象及び補助率は、別表第1に定めるところによる。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付し補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第6条 前条の規定による決定通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）が事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを承認し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書(第6号様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(第3号様式)
- (2) 事業精算書(第7号様式)
- (3) 工事契約書の写し(工事を伴わない場合を除く。)
- (4) 工事の経過及び完成を証する写真(工事を伴わない場合を除く。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受領したときは、その内容を審査し、又は必要に応じて確認検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(第8号様式。以下「確定通知」という。)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、確定通知を受けたときは、速やかに補助金支払請求書(第9号様式)及び補助金支払請求内訳書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金概算払の請求)

第10条 補助事業者が補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払承認申請書(第11号様式)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金概算払支払請求書(第12号様式)
- (2) 補助金概算払支払請求内訳書(第10号様式)

(報告及び検査等)

第11条 市長は、補助事業に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対し、報告を求め、必要な書類の提出を命じ、又は随時に補助事業の状況等を検査することができる。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取り壊し

てはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合はこの限りでない。

(財産処分の承認等)

第13条 補助事業者が財産処分を行おうとするときは、財産処分承認申請書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは必要な条件を付して、財産処分承認通知書（第14号様式）により補助事業者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認を受けて行われた財産処分により収入があつたときは、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付すべきことを命ずることができる。

(財産処分納付金の額)

第14条 前条第3項の規定により命ずる財産処分納付金の算定に当たっては、静岡県補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年静岡県告示第742号）の例によるものとする。

(財産管理及び関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を事業完了後においても善良な管理者の注意をもつて管理するとともに、補助金交付の目的に従つてその効率的運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、補助金の収支を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収支についての領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

(決定通知の取消し又は補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 補助金交付の目的又は補助金交付の決定の条件に違反したとき。

(2) 事業の実施方法が不相当であると認めるとき。

(3) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。

(4) 事業の実施について、不正の行為があつたとき。

(5) 第11条の規定による市長の指示に反し、報告を怠り又は検査を拒み、妨げ若しくは忌避したとき。

(6) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行し、昭和63年度の補助金から適用する。
- 2 沼津市水産業振興事業補助金交付要綱（昭和52年沼津市告示第81号）は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、従前の規定及び様式により取り扱ったものは、この要綱の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

付 則（平成9年3月31日告示第32号）

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成14年1月11日告示第5号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示施行の際、この告示による改正前の沼津市水産業振興事業補助金交付要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、この告示の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

付 則（平成18年9月4日告示第185号）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の沼津市水産業振興事業補助金交付要綱の規定及び様式により取り扱ったものは、この告示の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

付 則（平成21年3月31日告示第52号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年3月31日告示第37号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月31日告示第64号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(1) 農林水産省所管の補助事業

事業名	事業区分	事業主体	補助率（額）	摘要
強い水産業づくり交付金事業	1 漁業収益力の強化	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合及び漁業生産組合	補助対象事業費から国交付金及び県補助金の受入額を減じた額に3分の1以内を乗じ、これに国交付金及び県補助金の額を加えた額	次に掲げる事業に要する経費 ア 漁場底質改善 イ 海水の交流改善 ウ 小規模藻場造成 エ つきいそ オ 密漁等監視施設 カ 漁場・養殖場環境管理施設 キ 水産物情報高度化利用施設 ク 資源調査施設 ケ 漁業用作業保管施設 コ 漁獲物荷さばき施設 サ 漁獲物鮮度保持施設 シ 海水処理施設 ス 水産廃棄物等処理施設 セ 養殖施設 ソ 消波施設 タ 種苗生産施設 チ 漁船保全修理施設 ツ 給水給氷施設 テ 漁獲物運搬施設 ト 漁獲物蓄養施設 ナ 漁獲物加工処理施設 ニ 浮き漁礁 ヌ 小規模漁場造成

				<p>ネ 養殖施設再配置</p> <p>ノ アからネまでの附帯施設</p>
			<p>当該事業区分に掲げる類似の経費に準ずるものとする。</p>	<p>ハ 合併施設機能再生整備</p> <p>ヒ ハの附帯施設</p>
2 水産物流通機能の強化	水産業協同組合及び中小企業等協同組合	<p>補助対象事業費から国交付金及び県補助金の受入額を減じた額に3分の1以内（ただし、水産廃棄物等処理施設のうち、雑節加工業に起因する排水処理施設にあつては3分の2以内）を乗じ、これに国交付金及び県補助金の額を加えた額</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>ア 水産物流通荷さばき施設</p> <p>イ 水産鮮度保持施設</p> <p>ウ 高度流通情報総合管理施設</p> <p>エ 海水処理施設</p> <p>オ 品質・衛生管理高度化施設</p> <p>カ 水産物畜養施設</p> <p>キ 水産物加工処理施設</p> <p>ク 水産廃棄物等処理施設</p> <p>ケ アからクまでの附帯施設</p>	

	3 労働環境の改善	水産業協同組 合法に基づく 漁業協同組合 及び漁業生産 組合	補助対象事業費 から国交付金及 び県補助金の受 入額を減じた額 に3分の1以内 を乗じ、これに 国交付金及び県 補助金の額を加 えた額	次に掲げる事業に要する 経費 ア 新規就業者活動拠点 施設 イ 女性等活動拠点施設 ウ 漁業作業軽労化機能 整備 エ 小型船事故通報施設 オ アからエのまでの附 帯施設
			補助対象事業費 から国交付金及 び県補助金の受 入額を減じた額 に別表第2に掲 げる補助率以内 を乗じ、これに 国交付金及び県 補助金の額を加 えた額	カ 漁業研修施設 キ カの附帯施設
	4 燃油高騰対策の強化	水産業協同組 合	補助対象事業費 から国交付金及 び県補助金の受 入額を減じた額 に3分の1以内 を乗じ、これに 国交付金及び県 補助金の額を加 えた額	次に掲げる事業に要する 経費 ア 燃油補給施設 イ アの附帯施設

	5 漁港漁場の高度利用のための整備	同上	同上	次に掲げる事業に要する経費 ア 放置艇収容施設 イ 船舶離発着施設 ウ 岸壁等の軽労化施設 エ 安全管理施設 オ 航路・泊地の安全対策 カ オイルフェンス等保管施設 キ 洗浄施設 ク 汚水処理施設 ケ 衛生管理施設 コ ゴミ処理施設、トイレ、緑地、駐車場等の環境施設 サ 清掃設備 シ 共同溝 ス 漁港機能改善施設 セ 生活廃水処理施設 ソ 漁場機能改善施設 タ アからソまでの附帯施設
	6 付加価値創造型漁場地域づくりのための整備	同上	同上	次に掲げる事業に要する経費 ア 海業支援施設 イ 深層水等利活用施設 ウ ア及びイの附帯施設

<p>農 山 漁 村 活 性 化 プ ロ ジ ェ ク ト 支 援 交 付 金 事 業</p>	<p>1 漁村コ ミュニティ 基盤整備</p>	<p>水産業協同組 合及び中小企 業等協同組合</p>	<p>補助対象事業費 から国交付金及 び県補助金の受 入額を減じた額 に3分の1以内 を乗じ、これに 国交付金及び県 補助金の額を加 えた額</p>	<p>次に掲げる事業に要する 経費 ア 情報通信基盤施設 イ 簡易排水施設 ウ 飲雑用水施設 エ 防災安全施設 オ 都市農山漁村総合交 流促進施設 カ 廃校・廃屋等改修交 流施設 キ 農林水産物直売・食 材提供供給施設 ク 地域資源活用交流促 進施設 ケ 農林漁業体験施設 コ 農山漁村体験施設 サ 自然環境保全・活用 施設 シ 教養文化・知識習得 施設 ス 地域資源活用起業支 援施設 セ リサイクル施設 ソ 自然・資源活用施設 タ 高齢者・女性等地域 住民活動生活支援促 進機会施設 チ 船舶離発着施設 ツ 景観・生態系保全整 備</p>
---	---------------------------------	-------------------------------------	--	---

備考 国交付金及び県補助金の額は、静岡県水産業振興事業費補助金交付要綱（平成13年静岡県告示第 672号）に定める補助率を基準とする。

(2) 防衛省所管の水産業振興補助事業

事業名	事業区分	事業主体	補助率（額）	摘要
防衛施設 周辺民生 安定施設 整備事業	漁業用施設整備	水産業協同組合法 に基づく漁業協同 組合	補助対象事業費か ら国補助金の受入 額を減じた額に3 分の1以内を乗 じ、これに国補助 金の額を加えた額	防衛施設の設置 又は運用によ り、その周辺の 住民の生活又は 事業活動が障害 されると認めら れる場合におい て、その障害の 緩和に資するた め、生活環境又 は事業経営の安 定に寄与する施 設の整備を行 う。

備考 補助対象事業は、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第 101号）」に基づき防衛省が認定したものをいう。

(3) 静岡県所管の水産業振興補助事業

事業名	事業区分	事業主体	補助率（額）	摘要
水産業共 同施設整 備事業	水産業基幹施設 整備	水産業協同組合法 に基づく漁業協同 組合（以下この表 において「漁協」 という。）又は水 産加工業協同組合 その他水産業団体	事業費の3分の1 以内	経営基盤施設 ア 漁船保管 施設 イ 漁船修理 場 ウ 漁具保管 修理施設 エ 給水・給 氷・給油及

- び給電施設
- オ 荷さばき施設
- カ 養殖・蓄養施設
- キ 水産倉庫
- ク 製氷・冷凍及び冷蔵施設
- ケ 加工施設
- コ 陸上無線施設及び気象通信施設
- サ これらの
附帯施設
- 環境改善施設
- ア 排水・水産廃棄物等
処理施設
- イ この附帯
施設
- 資源管理推進施設
- ア 種苗生産・育成施設
- イ 養殖用餌料保管調整
施設
- ウ 養殖用作業保管施設

			エ これらの 附帯施設
水産業活性化施設整備	同上	同上	水産物消費拡大施設 ア 水産物展示・即売施設 イ この附帯施設 漁場利用促進施設 ア ダイビング関連施設 イ 遊漁関連施設 ウ これらの 附帯施設
水産業関連機械施設整備	同上	同上	荷役機械設備 (ただし、次のものに限る。) ア 国庫補助事業等による施設整備に関連するもの イ 組合合併に伴い必要となるもの ウ 経営改善対策協議会等において

				<p>再建上特に認められたもの</p> <p>エ 鮮度保持機能等特別な機能の高度化に資するもの</p> <p>衛生管理強化機械設備</p> <p>(H A C C P方式等への対応を目的とした機械設備に限る。)</p>
水産業活性化対策事業	漁民の森づくり活動推進	漁協	補助対象事業費から県補助金の受入額を減じた額に5分の1以内を乗じた額	河川上流域の水源地となる地域における植樹・保育活動に要する経費
	漁協経営基盤強化対策	同上	同上	マーケティング機能等の強化 (A T M等の整備・導入)に要する経費
	水産加工地域再生強化推進対策	水産加工業協同組合	同上	次に掲げる事業に要する経費 ア 再生強化対策 イ 開発 ウ 経営強化 エ 環境対策

				オ 検討会運営
	漁村地域振興	漁協	補助対象事業費から県補助金の受入額を減じた額に5分の1以内を乗じ、これに県補助金の額を加えた額	次に掲げる事業に要する経費 ア 漁村地域振興計画の策定 イ 都市漁村交流の促進 ウ 子供たちの体験活動支援 エ 美しい日本の漁村づくり オ 海洋性レクリエーション活動円滑化対策
観光施設整備事業	水産業振興に資する観光施設整備	水産業協同組合法に基づく漁業協同組合（以下この表において「漁協」という。）又は水産加工業協同組合その他水産業団体	県の補助金交付要綱に定められている率の10分の10以内とし、これに県補助金の額を加えた額	水産業の振興を図る目的で整備する観光施設

備考

- 1 水産業共同施設整備事業の補助金の額は、市長が特に認める場合を除き、7,000千円を上限とし、事業費が3,000千円未満の場合は補助対象としない。
- 2 水産業活性化対策事業における県補助金の額は、静岡県水産業活性化対策事業費補

助金交付要綱（平成18年9月4日付け水流第166号）に定める補助率を基準とする。

3 観光施設整備事業における県補助金の額は、静岡県観光施設整備事業費補助金交付要綱（昭和58年静岡県告示第335号）に定める補助率を基準とする。

(4) その他水産業振興事業

事業名	事業主体	補助率（額）	摘要
水産後継者対策事業	水産業協同組合法に基づく漁業協同組合（以下この表において「漁協」という。）又は水産加工業協同組合その他水産業団体	事業費の3分の1以内	研修会等を行い、後継者の育成を図ることを目的とする事業
掃海事業	漁協	同上	海中浮遊物の除去、汚染防止等漁場環境の維持保全を図ることを目的とする事業
水産業振興対策事業	漁協又は水産加工業協同組合その他水産業団体	同上	研修会等を実施し、水産技術の向上を目指し、水産業の振興を図ることを目的とする事業
魚食普及促進事業	漁協又は水産業団体	同上	各種催物又は講習会を行い、水産物の消費拡大を図ることを目的とする事業
水産加工品普及宣伝事業	水産加工業協同組合又は水産業団体	同上	各種展示即売会への参加、宣伝用ポスター等を作成し、水産加工品の消費拡大を図ることを目的とする事業
種苗放流事業	漁協又は水産業団体	同上	種苗放流を行い、水産

			資源の維持培養と増大を図ることを目的とする事業
水産物流通促進事業	卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の許可を受けた水産物地方卸売市場の卸売業者	水揚金額に1,000分の5以内を乗じた額及び別表第3に掲げる補助額に水揚回数を乗じた額の合計額	沼津港及び市内漁港への水揚げを奨励し、水産物の流通促進を目的とする事業
その他水産振興事業	漁協又は水産加工業協同組合その他水産業団体	事業費の3分の1以内	水産業振興に関し、市長が特に必要と認めたもの

別表第2（別表第1関係）

建築する面積	補助率
300 m ² 以下	1 / 3
301 m ² 以上 1,000 m ² 以下	
1,001 m ² 以上	

（注）1 建築する面積は、延べ床面積で整数とし、小数点以下第1位を四捨五入するものとする。

2 補助率は、小数点以下第4位を四捨五入するものとする。

別表第3（別表第1関係）

漁船規模	補助額
15 t 以上	3,000 円
5 t 以上15 t 未満	600 円
5 t 未満	200 円

第1号様式その1（第4条関係）

第1号様式その2（第4条関係）

第2号様式その1（第4条関係）

第2号様式その2（第4条関係）
第3号様式（第4条、第7条関係）
第4号様式（第5条関係）
第5号様式その1（第6条関係）
第5号様式その2（第6条関係）
第6号様式（第7条関係）
第7号様式その1（第7条関係）
第7号様式その2（第7条関係）
第8号様式（第8条関係）
第9号様式（第9条関係）
第10号様式その1（第9条、第10条関係）
第10号様式その2（第9条、第10条関係）
第11号様式（第10条関係）
第12号様式その1（第10条関係）
第12号様式その2（第10条関係）
第13号様式（第13条関係）
第14号様式（第13条関係）